

島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金 Q & A

R3.3.25

Q 1 補助対象経費の「外注費」について、事業化支援枠は「市場調査、医学的検証等に係るものを除く。」とあるが、これに該当するものはすべて不可か？

< A 1 >

事業化支援枠は、市場ニーズが的確に把握され、事業実施に必要となる各種のエビデンスが確認されている案件に対して、ビジネスプランの確立に向けた実証を支援するものです。それ以前の段階にあるものは、この枠の対象とはなりませんので、「可能性検証枠」を活用ください。

Q 2 補助対象経費の「旅費」について、専門家旅費は宿泊費込みか？

< A 2 >

そのとおりです。

Q 3 外部専門家謝金は金額をどう決めればよいか？

< A 3 >

補助対象経費については、算出根拠から金額の妥当性などを確認しますので、事業者の謝金規程や招聘する専門家から見積もりを取るなど根拠を明示し、決定してください。

Q 4 健康食品の開発は、本事業の対象となるか？

< A 4 >

本事業は、公募要領3(1)アに示すとおり、「健康等の課題を解決し、ニーズの充足や行動変容を促す取組」を対象としており、「○健康経営 ○生活支援、疾病・介護予防サービス ○デジタルヘルス」のいずれかのテーマに該当する必要があります。従って、健康食品の開発のみでは事業対象とはなりません。

Q 5 他の補助金等を受けているが、申請は可能か？

< A 5 >

本補助事業期間内に、同一の事業について、国や県（特殊法人、外郭団体等を含む。）が助成する他の制度（委託費、補助金等）と重複する事業は、不合理な重複及び過度な集中を排除するため、重複して採択はしません。

Q 6 補助対象経費の消耗品費に制限はあるか？

< A 6 >

10万円以内の物品であれば対象となりますが、各事業所等において、資産や財産として台帳管理され、その処分年限に制限がかかるような物品は対象外となります。